

香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

### 香川県広域水道企業団規則第1号

香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則（令和2年香川県広域水道企業団規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>条例第2条第3号ア(イ)</u>の規則で定める非常勤職員)</p> <p>第2条 <u>条例第2条第3号ア(イ)</u>の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>(育児短時間勤務をした職員についての退職手当規程の特例)</p> <p>第18条 略</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p>第19条 <u>企業長は、職員から当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして企業長が定める事実の申出を受けたときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の企業長が定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>企業長は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員に対し不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p>第20条 <u>企業長は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p>(2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p>(3) <u>その他企業長が定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	<p>(<u>条例第2条第3号ア(ウ)</u>の規則で定める非常勤職員)</p> <p>第2条 <u>条例第2条第3号ア(ウ)</u>の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>(育児短時間勤務をした職員についての退職手当規程の特例)</p> <p>第18条 略</p>

(雑則)  
第21条 略

(雑則)  
第19条 略

附 則  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。